

申請時共通チェックシート(熊谷市)

申請書の内容の事前確認をお願いします。【申請者・代理人】の欄にレ点でチェックして、申請書と一緒に提出してください。

※添付図書に不備があった場合は、受理できない場合があります。

建築主名		申請地 地名地番	熊谷市		
代理者名		FAX番号			
物件概要	☐ 確認申請 ☐ 計画変更	①用途 (一戸建ての住宅等)		②工事種別 (新築、増築等)	
③申請対象 延床面積 (㎡)	㎡	④構造 (木、鉄骨造等)		⑤階数	地上 階 地下 階

○ 代理者名等及び物件概要をご記入ください。FAX番号は確認審査時の質疑事項等の送付先としてください。
工作物等の申請の場合も、該当する部分だけ記入願います。

(1) 申請書類の確認

No.	図書等名称	チェック内容 【 】内は指摘の多い事項です	申請者・代理者	備考
1	確認申請書	・ 第1～6面の添付、記入漏れ ・ 提出部数、原則2部(消防同意が必要な場合は+1部)	☐ ☐	
2	消防同意 (該当にレ点)	☐ 要 ☐ 不要	☐	
3	建築計画概要書	・ 確認申請書との照合 ・ 提出部数、原則1部(消防同意が不要な場合は+1部)	☐ ☐	
4	建築工事届	・ 提出部数、1部 【工事施工者欄は設計者又は代理者を記載する】	☐	
5	構造計算書 (該当にレ点)	☐ 要 ・ 構造計算適合性判定 ☐ 要 ☐ 不要 ☐ 不要	☐	
6	建築物省エネ適合性判定 (該当にレ点)	☐ 要 ☐ 要 { ☐ 仕様基準に適合 ☐ 不要 { ☐ 設計住宅性能評価を受けたもの ☐ 不要 ☐ 長期使用構造等の確認を受けたもの	☐	
7	許可書等 (添付している図書にレ点)	☐ 都市計画法適合証明書 ☐ 都計法第53条許可 ☐ 建築基準法の許可等 () ☐ 盛土規制法適合証明書 { ☐ 要 ☐ 不要 (配置図に対象工事無の記載有) ☐ 不要 (みなし許可)	☐	
8	浄化槽調書 (該当にレ点)	☐ 要4部(正本：3部・副本：1部)添付 ☐ 不要 【調書に占用許可、法定検査手数料支払済証の写しの添付】	☐	
9	その他添付図書 (添付している図書にレ点)	☐ 不適格建築物調書 ☐ 工場に関する調書 ☐ バリアフリーチェックリスト ☐ 道水路占用許可 ☐ その他 ()	☐	
10	委任状	・ 委任事項及び押印について建築主の了解を得ていることの確認	☐	
11	建築士免許の写し	・ 資格範囲の確認、構造・設備の関与の確認	☐	
12	公図写し	・ 申請場所が分かるように朱書きし、設計者の資格の記載、記名の確認	☐	
13	設計図書	・ 正本及び副本の設計図書の整合性、添付漏れ ・ 全ての設計図書に設計者の資格の記載、記名の確認	☐ ☐	
14	図面等 (添付している図書にレ点)	☐ 意匠図 ☐ 構造図 } ・ 必要図面の添付 ・ 明示すべき事項の漏れ ☐ 設備図	☐	
15	認定書	・ 防耐火材料等、防火材料(設備)、指定建築材料、構造規定等、建築物(設備) ・ 添付ないものはICBAで掲載確認済み	☐ ☐	
16	シックハウス関係 (添付している図書にレ点)	☐ 図面 ☐ カタログ等 } ・ 必要図面の添付 ・ 明示すべき事項の漏れ ☐ 計算書 【設計者の資格の記載、記名の確認】	☐	

手数料(裏面参照) 金額確認 (円)

※裏面に「(2) 添付図書相互間の整合性確認」チェックリストがあります。

(2) 添付図書相互間の整合性確認

No.	チェック内容	申請者・代理者
1	申請書類と各図面の整合性（地名地番、各面積、高さ等）	☐
2	意匠図間内の整合性（平面図と立面図、立面図と断面図等）	☐
3	構造図間内の整合性（伏図と軸組図、伏図と断面リスト等）	☐
4	設備図間内の整合性（各種設備図面）	☐
5	意匠図と構造図	☐
6	意匠図と設備図	☐
7	構造図と設備図	☐
8	構造図と構造計算書	☐

熊谷市建築基準法関係手数料抜粋

確認申請手数料（建築物）

面積区分	建築確認申請	確認申請加算手数料（建築物） 建築物省エネ法施行規則第2条第1項第一号イ又はロに定める基準（仕様基準）で申請される場合、下記金額に確認申請手数料が加算されます。また、申請建築物が複数棟の場合は棟ごとに加算されます。		
30㎡以下	8,000	区分	面積区分	加算手数料
30㎡超え 100㎡以下	20,000			
100㎡超え 200㎡以下	34,000	一戸建ての住宅	200㎡未満	14,000
200㎡超え 300㎡以下	36,000		200㎡以上	16,000
300㎡超え 500㎡以下	39,000	共同住宅等	300㎡未満	27,000
500㎡超え 1,000㎡以下	58,000		300㎡以上 2,000㎡未満	43,000
1,000㎡超え 2,000㎡以下	78,000		2,000㎡以上 5,000㎡未満	68,000
2,000㎡超え 10,000㎡以下	235,000		5,000㎡以上	88,000
10,000㎡超え 50,000㎡以下	420,000			
50,000㎡超え	777,000			

中間・完了検査手数料（建築物）

面積区分	中間検査	完了検査		※完了検査加算手数料
		（中間検査対象）	（中間検査対象外）	省エネ基準適合状況を確認する場合
30㎡以下	13,000	12,000	15,000	3,000
30㎡超え 100㎡以下	17,000	15,000	24,000	5,000
100㎡超え 200㎡以下	23,000	23,000	34,000	6,000
200㎡超え 300㎡以下	27,000	28,000	37,000	7,000
300㎡超え 500㎡以下	33,000	36,000	42,000	8,000
500㎡超え 1,000㎡以下	52,000	57,000	59,000	11,000
1,000㎡超え 2,000㎡以下	72,000	77,000	82,000	16,000
2,000㎡超え 10,000㎡以下	165,000	191,000	208,000	41,000
10,000㎡超え 50,000㎡以下	261,000	315,000	331,000	66,000
50,000㎡超え	552,000	650,000	666,000	133,000

※建築物省エネ法第11条第1項の規定に基づく要確認特定建築行為に該当する場合に、完了検査手数料に加算されます。また、申請建築物が複数棟の場合は棟ごとに加算されます。

確認申請等手数料（建築設備等・工作物） 1件当り

種 別	建築確認申請	計画変更	完了検査
建築設備	14,000	7,000	17,000
昇降機	14,000	7,000	17,000
小荷物専用昇降機	5,000	4,000	10,000
工作物	12,000	5,000	12,000